

除雪ドーザ仕様書

(11 t 級、車輪式、アングリングプラウ付、マルチカプラ装置付)

概 要

この仕様書は、栃木県日光土木事務所が調達する除雪ドーザ(11 t 級、車輪式、アングリングプラウ付、マルチカプラ装置付)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準(運輸省令昭和 26 年第 67 号(以降の改正分を含む))」に適合するもの、又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 27 年 6 月改正第 50 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。

この仕様書に明記されていない事項については、栃木県(以下「甲」という)と物品供給者(以下「乙」という)とが協議のうえ決定するものとする。

目 的

除雪ドーザは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1 調達物品及び構成内訳

- (1) 品 名 除雪ドーザ(11 t 級、車輪式、アングリングプラウ付、マルチカプラ装置付)
(キャタピラージャパン合同会社 920-SR1 型 又は同等品)
- (2) 数 量 1 台(新品に限る)

2. 性能(JCMAS T007 性能試験)

- (1) 除雪幅(アングル角 30 度において) 2,800 m 以上
- (2) 除雪能力(プラウ排雪) 2,500 t/h 以上
- (3) 走行速度(前進) 30 km/h 以上
(後進) 15 km/h 以上
- (4) 最大けん引力 78.0 kN 以上
- (5) 登坂能力($\tan \theta$) 0.4 以上
- (6) 運転室内騒音レベル 「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省 平成 4 年 10 月 1 日、基発第 546 号) 第 I 管理区分に準ずる。

(測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による)

85 dB(A) 未満

3. 主要諸元

- (1) 全 長 (除雪装置地上、ストレート時) 7,500 mm 以下
 〃 (プラウ接地、最大アングリング時) 9,000 mm 以下
- (2) 全 幅 (車両単体) 2,500 mm 以下
- (3) 全 高 (黄色灯火上端まで) 3,700 mm 以下
- (4) 最低地上高 300 mm 以上
- (5) 車両総質量 10,000 kg 以上～20,000 kg 未満
 なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両
 総質量に含むものとする。
- (6) 最小回転半径 (最外側車輪中心) 5,500 mm 以下
- (7) 乗車定員 2 人

4. 車 体

- (1) 機 関
 形 式 水冷式4サイクルディーゼルエンジン
 定格出力 81.0 kW 以上
- (2) 動力伝達装置
 走行の動力伝達形式 トルクコンバータ式または静油圧式 (HST 式)
 走行の駆動形式 タイヤ駆動の総輪駆動
 変速装置 前進2段以上、後進2段以上の変速が可能なもの
 タイヤ ラグタイヤ形式 (17.5-25-12PR)
- (3) 制御装置
 主ブレーキ 1系統に支障が生じて、制動可能な独立2系統総輪制動
 駐車ブレーキ ① 機械式推進軸制動、外部収縮式、内部拡張式またはディスク式
 ② ブレーキ能力は、20%以上の勾配で静止状態を保持できるもの
- (4) かじ取装置
 形 式 車体屈折式または総輪操向式 (パワーステアリング)
 (車体屈折式の場合は安全装置として、ロック装置を設ける)
- (5) 運転室
 構 造 全鋼製密閉形、取付部は防振構造、助手席は運転室の左側に設置
 窓 (前・後) 冬用ワイパーブレード付・熱線入りガラス

5. 除雪装置

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 形 式 | 油圧式アングリングプラウ式
(油圧系統は走行動力とは独立した別系統とする) |
| (2) 構 造 | 鋼板円筒曲面構造 |
| (3) 能 力 | |
| 切刃昇降範囲 (ストレート時、切刃下端) | 地下 100 mm 以上～地上 3,000 mm 以上 |
| アングリング角度 | 左右各 30 度以上 |
| 上昇速度 (切刃下端、機関定格回転速度において) | 500 mm/s 以上 |
| 全 幅 | 3,300 mm 以上 |
| 全 高 | 1,000 mm 以上 |
| 切 刃 | ストレート形平形刃先 (JIS D6101) |

6. 計器類

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 1 式 |
| (2) 燃料計 | 1 式 |
| (3) アワーメータ | 1 式 |
| (4) 水温計 | 1 式 |
| (5) 充電警告灯 | 1 式 |
| (6) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (7) 運行記録計 (45 km/h、7 日計) | 1 式 |

7. 照明装置類

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 前方作業灯 | 2 灯 |
| (2) 後方作業灯 | 2 灯 |
| (3) 黄色灯火 (散光式) 全幅 1,100 mm | 1 式 |
| (4) その他標準照明装置類 | 1 式 |

8. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) バックブザー | 1 式 |
| (2) カーヒータ (温水式デフロスタ付) またはエアコン | 1 式 |
| (3) ウィンドウォッシャー (電動式) | 1 式 |
| (4) 標識板 (300×570 mm 以上、車体後部取付) | 1 式 |
| (5) アンダーミラー (後) またはリアカメラ | 1 式 |

7-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|------------|-----|
| (1) 標準付属工具 | 1 式 |
|------------|-----|

(2) タイヤチェーン	1 式
(3) 取扱説明書	1 部
(4) 部品表	1 部
(5) 履歴簿	1 部

9. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

10. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

①黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

②黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(5) 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、納入機に精通する者を現地に派遣できる体制であること

(6) 納入期限

令和7（2025）年3月21日（金）

(7) 納入場所

栃木県日光土木事務所

住所：栃木県日光市萩垣面 2390-7

(8) 連絡等

当該調達物品の所管については次の通りであり、綿密に連絡を取りながら納入作業を進めること

【契約に関すること】

栃木県日光土木事務所 管理部総務課

（電話）0288-53-1211

【機器の仕様に関すること】

栃木県日光土木事務所 保全部保全一課

（電話）0288-53-1213